社会保険 ふくい

2019年
10・11月号

福井の建物

エンゼルランドふくい（坂井市春江町）

正式名称は「福井県児童科学館」。名誉館長は旧春江町にゆかりのある宇宙飛行士・毛利衛氏です。プラネタリウムや巨大遊具を備え、宇宙・科学を楽しく学ぶことができる子どもにも大人にも人気のスポットです。

画／松宮　実

（株）松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

職場内で回覧しましょう

社会保険協会からのお知らせ

利用補助券のご案内

郵便でお申し込みください。
11月5日(火)の消印から有効!!

11月4日(月)以前の消印は**無効**となりますのでご注意ください。

(注) 料金後納・別納郵便は消印が確認できないので、必ず切手貼付でお申し込みください。

社会保険「けんこうの湯(冬季)」「スキーリフト」「アイススケート」

社会保険協会では、被保険者とその家族の健康づくりに役立てていただくため、社会保険「けんこうの湯」「スキーリフト」「アイススケート」の利用費用を補助いたします。ご家族や会社の皆様とお気軽にご利用ください。

けんこうの湯(冬季)

●期間　12月21日～2月29日

●施設
①ふくい健康の森「健康の森温泉」
②法恩寺温泉「ささゆり」
(スキージャム勝山)
③今庄365温泉「やすらぎ」
④ニューサンピア敦賀「つぬがの湯」
⑤渓流温泉「冠荘」
⑥御食国若狭おばま「濱の湯」

●利用補助券発行予定枚数
6,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)

●補助額
入浴料の一部(500円)を補助します。

スキーリフト

●期間　12月21日～2月29日

●施設
①スキージャム勝山
②雁が原スキー場
③福井和泉スキー場
④九頭竜スキー場
⑤新保ファミリースキー場
⑥今庄365スキー場

●利用補助券発行予定枚数
5,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)

●補助額
リフト料金の一部(500円)を補助します。

アイススケート

●期間　12月21日～2月29日

●施設
ニューサンピア敦賀「アイスアリーナ」

●利用補助券発行予定枚数
4,000枚
(先着順で予定枚数がなくなり次第終了)

●補助額
利用料の一部(500円)を補助します。

「けんこうの湯(冬季)」「スキーリフト」「アイススケート」の利用補助券申込方法

1 申込書

下記様式で申込書を作成してください。

福井県社会保険協会のホームページからも印刷できます。

「けんこうの湯(冬季)」・「スキーリフト」・「アイススケート」
利用補助券申込書

事業所名			
事業所所在地	〒		
事業所記号・番号	(記入例…01　アイウ　12345)		
担当者名		TEL	
希望枚数	けんこうの湯　枚	合計	
	スキーリフト　枚		
	アイススケート　枚		枚

事業所規模(被保険者数)に応じて右表を上限として発行します。

●上限枚数(「けんこうの湯(冬季)」「スキーリフト」「アイススケート」それぞれの上限枚数)

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	10枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

2 返信用封筒

宛先を記入し、返信用切手を貼ってください。

●返信用切手料金

枚　数	20枚まで	40枚まで	110枚まで	180枚まで	240枚まで
切手料金	84円	94円	140円	210円	250円

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

ご注意
●事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
●**先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。**
●平成31年(令和元年)度の協会費が未納の事業所は利用できません。

●お申し込み・お問い合わせ先
(一財)福井県社会保険協会　〒910-0831 福井市若栄町508番地　福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016
http://www.fukui-shahokyo.jp/

第20回 社会保険ボウリング大会

社会保険協会では、被保険者とその家族の健康の保持増進および体力の向上を図るため、「社会保険ボウリング大会」を下記により開催いたしますので、奮ってご参加ください。参加を希望される事業所は、参加申込書（下記様式参照）に必要事項を記入のうえ、郵送またはFAXにて**11月15日（金）までにお申し込みください。**

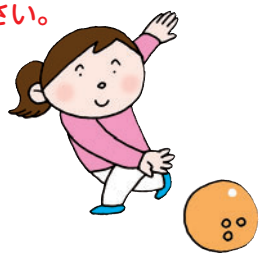

●**日時**　**12月1日（日）** 12：00スタート

●**場所**　**アル・プラザボウル**　鯖江市下河端16-16-1　TEL 0778(54)0089

●**募集チーム数**　**24チーム**　先着順に受け付けますので、お早めにお申し込みください。（順次、ハガキでお知らせします）

●**参加料**　**1チームにつき2,000円**（シューズ代含む）

●**参加資格**　事業所ごとに編成されたチームとし、原則として1事業所1チームとします。ただし、1事業所の被保険者の数が10名未満の場合は、2つ以上の事業所が連合して1チームを編成することができます。なお、**平成31年（令和元年）度の社会保険協会費が未納の事業所は参加できません。**

●**競技方法**　❶ **チームは3名編成とする。**（年齢の制限・男女の区別なし）

❷ **1チーム3名の選手が各々3ゲーム行う。**（団体戦・個人戦を兼ねる）

❸ **1チームごとに同一レーンを使用する。**
投球レーンの割り振りは、**当日（受付時）抽選**にて行います。

❹ **スコアおよび投球順は、コンピュータ処理により自動的にモニターに表示（記録）されるので、モニターの表示に従って競技を行う。**

❺ **ハンデキャップ**（年齢は**大会当日の満年齢**とする）

1ゲーム	59歳以下	60～69歳	70歳以上
男子	0点	10点	15点
女子	20点	25点	30点

❻ **順位の決定方法**
①団体戦…各チームごとの3ゲームの総得点により決定
②個人戦…選手個人の3ゲームの得点合計により決定
③団体戦・個人戦において同一点数の場合は、ハイスコアとロースコアの差が少ない方を優先し順位を決定

❼ **表彰等**　団体賞…優勝・準優勝・3位・当月賞・大会賞
個人賞…優勝・準優勝・3位・とび賞・BB賞
参加賞…参加者全員

社会保険ボウリング大会参加申込書

事業所名

事業所所在地　〒

事業所記号・番号　（記入例…01　アイウ　12345）

担当者名

TEL

氏　名	年齢（大会当日）	性　別
（フリガナ）	歳	男・女
（フリガナ）	歳	男・女
（フリガナ）	歳	男・女

申込書は福井県社会保険協会のホームページからダウンロードできます。
http://www.fukui-shahokyo.jp/
※お申し込みいただいた内容（個人情報等）は、ボウリング大会以外の目的で利用することはありません。

●お申し込み・お問い合わせ先
（一財）福井県社会保険協会　〒910-0831 福井市若栄町508番地　福井県鉄工会館2階
TEL 0776(53)8016　FAX 0776(53)8112

新歌舞伎座特別斡旋のご案内

●12月「吉幾三 特別公演」　【電話予約受付期間】10月17日（木）～ 10月31日（木）
●1・2月「五木ひろし 坂本冬美 特別公演」【電話予約受付期間】11月 7日（木）～ 11月21日（木）

予約専用ダイヤル **06-7730-2683**（受付時間：午前11時～午後6時）
※上記受付期間中に電話でお申し込みください。
※ご予約の際に必ず「福井県社会保険協会あっせんA割引」と伝えてください。

公演内容の詳細や申込方法（お申し込みから代金のお支払いまでの流れ等）の詳細については、**当協会ホームページ（www.fukui-shahokyo.jp）をご確認ください。**

協会けんぽからのお知らせ

被扶養者資格の再確認を実施します

協会けんぽでは、高齢者医療制度への拠出金および保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを定期的に再確認しています。

事業主の皆さま宛に9月下旬より順次送付しております「被扶養者状況リスト」が届きましたら、被扶養者資格をご確認いただき、協会けんぽへご提出をお願いいたします。

再確認の対象となる方　令和元年9月13日現在の被扶養者の方

ただし、平成31年4月1日以降に被扶養者となった方は、確認の対象外となります。

※本年度は、健康保険法改正により、令和2年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることを踏まえ、現在の居住状況の確認を併せて行うため、18歳未満の被扶養者の方も含め、全被扶養者を対象として行いますので、ご協力をお願いいたします。

実施方法

1. 協会けんぽから事業主様に下記書類を送付します。

※すべての被扶養者の方が対象外の場合は、お送りいたしません。

●送付物
① 被扶養者状況リスト
② 説明用リーフレット
③ 被扶養者調書兼異動届
④ 返信用封筒

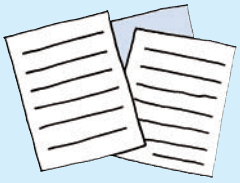

●送付時期
令和元年9月下旬から10月下旬にかけて順次送付

2. 被扶養者状況リストに記載されている被扶養者が、現在も被扶養者の条件を満たしているかどうかをご確認いただき、下記書類を提出してください。

[1] 削除となる被扶養者がいない場合
「被扶養者状況リスト」のみをご提出ください。

[2] 削除となる被扶養者がいる場合
「被扶養者状況リスト」「被扶養者調書兼異動届」「該当者の保険証」を必ず添付のうえご提出ください。

3. 提出期限
令和元年11月20日(水)　ご提出はお早めに!

協会けんぽ福井支部では「健康保険委員」を募集しています!

協会けんぽ福井支部では、事業所において健康保険事業の推進にご協力いただける「健康保険委員」を募集しています。

加入者の皆さまと協会けんぽをつなぐ「かけ橋」として、ぜひご登録をお願いいたします(1事業所から複数名のご登録も可能です)。

健康保険委員のメリット!

メリット1　協会けんぽが主催する各種研修会(無料)にご参加いただけます。

メリット2　健康保険に関する最新情報が満載の広報誌等をお届けいたします。

メリット3　①講師派遣仲介サービス
②スポーツクラブ優待

※「お届用紙」は協会けんぽ福井支部のホームページより印刷できます。

協会けんぽ福井支部 無料メールマガジン 新規会員募集中

協会けんぽ福井支部では、健康保険の手続きや管理栄養士によるレシピ、健康づくりの情報など、便利な情報が満載のメールマガジンを毎月2回配信しています。いつでもスマホやPCで手軽に閲覧できます。メールマガジンの登録は協会けんぽのホームページで受付中です。

※協会けんぽで代理登録することもできます。詳しくは協会けんぽ福井支部までお問い合わせください。

お問い合わせ先　全国健康保険協会 福井支部　協会けんぽ
協会けんぽ　福井支部　検索
TEL0776(27)8301
(企画総務グループ)

5日以内に 賞与を支払ったら…「賞与支払届」と「賞与支払届総括表」を提出してください

賞与を支給したときは、支給日から**5日以内**に、「**被保険者賞与支払届**」および「**被保険者賞与支払届総括表**」を、大阪広域事務センターまたは管轄の年金事務所へ提出してください。

この届出により、保険料や将来受け取る年金額等の基礎となる標準賞与額※が決定されます。適正な届出をお願いします。

※**標準賞与額**：賞与等の支払額の1,000円未満を切り捨てた額をいいます。保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じて計算されます。

❶ 賞与支払届

賞与支払予定月の前月に、被保険者情報を印字した届出用紙を事業所あてに送付します。この届出用紙に被保険者ごとの支給額を記入して作成してください。

❷ 賞与支払届総括表

賞与支払届を提出する際は、あわせて賞与支払届総括表も提出してください。

★支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、❷「賞与支払届総括表」の提出が必要です。

賞与とは

賞与の対象となるもの

◆賞与（役員賞与も含む）・ボーナス・期末手当・決算手当・年末手当・夏（冬）季手当・年末一時金・繁忙手当・勤勉手当など賞与と同一性質を有すると認められるもので、年間を通じて支給回数が3回以下のもの

◆上記のうち通貨で支給されるもののほか、自社製品など現物で支給されるもの

賞与の対象とならないもの

◆左記の賞与等で年間を通じて4回以上支給されるもの（標準報酬月額の対象になります。）

◆恩恵的に支給される結婚祝金・病気見舞金・災害見舞金など

◆出張旅費・退職金・解雇予告手当・年金・恩給・株主配当金など

賞与にかかる保険料の計算方法

個人ごとに支払った賞与の金額の1,000円未満を切り捨てて、「標準賞与額」を算出してください。
この標準賞与額に保険料率を掛けて、個人ごとの保険料を計算してください。

1 標準賞与額の算出

賞与の支給額が600,780円の場合、1,000円未満を切り捨ててください。

600, 780 円 → 600,000円が
↳切り捨て
標準賞与額となります。

2 保険料の計算

【例】	標準賞与額 × 保険料率 = 保険料
〈健康保険料〉	600,000円 × 9.88/100 = **59,280円**
〈厚生年金保険料〉	600,000円 × 18.3/100 = **109,800円**
〈子ども・子育て拠出金〉	600,000円 × 0.34/100 = **2,040円**

3 保険料率等

	保険料率	標準賞与額の上限	保険料の負担
健康保険	9.88% 40歳から64歳の方は11.61%（注）	573万円 （4月1日から3月31日までの間）	事業主と被保険者が折半
厚生年金保険	18.3%	150万円	事業主と被保険者が折半
子ども・子育て拠出金	0.34%	150万円	全額事業主負担

（注）40歳から64歳の方は、介護保険料（1.73%）分が健康保険料に上乗せとなります。

●**お問い合わせ先**（自動音声でご案内しています）

10月まで 各年金事務所「厚生年金適用調査担当課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901

11月から 各年金事務所（代表電話番号） 福井0776(23)4518 武生0778(23)1126 敦賀0770(23)9904

日本年金機構からのお知らせ

いいみらい 11月30日は 年金の日

11月は「ねんきん月間」です
～11月30日（いいみらい）は「年金の日」～

この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構では、毎年11月を「ねんきん月間」、11月30日（いいみらい）を「年金の日」とし、厚生労働省などと協力して、国民の皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を積極的に行います。

「ねんきん月間」と「年金の日」の趣旨はなんですか？

「ねんきん月間」は、国民の皆さまに公的年金制度を身近に感じていただき、公的年金制度に対する理解を深めていただくことを目的としています。

また、「年金の日」は、国民一人ひとりが「ねんきんネット」等を活用して、ご自身の年金記録や公的年金の受給見込額を確認していただき、老後の生活設計に思いを巡らせていただくことを目的としています。

ねんきん月間にはこのような取り組みを実施します！

- 全国各地で**出張年金相談**を開設します。
- 年金委員の皆さまを対象に**研修会**を開催します。
- **年金委員表彰**を実施します。
- 大学や高校などで、**年金セミナー**を実施します。
- **「わたしと年金」エッセイ**の優秀作品を発表します。（日本年金機構ホームページにて）

この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いします。

INFORMATION

●年金事務所相談のご案内

	日	月	火	水	木	金	土
10月	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	1	2
11月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
12月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	1	2	3	4

- 8:30～17:15
- 8:30～19:00（相談時間を延長）
- 9:30～16:00（休日相談日）

●出張相談所の受付日時

必ず受付時間内にご来場ください

（注）12:00～13:00は休憩時間とさせていただきます。

- 勝山市民会館
  11月14日（木） 10：00～15：30
  12月12日（木） 10：00～15：30
- 坂井地域交流センター（いねす）
  10月17日（木） 10：00～15：30
  11月21日（木） 10：00～15：30
  12月19日（木） 10：00～15：30
- 大野商工会議所
  10月24日（木） 10：00～15：30
  11月28日（木） 10：00～15：30
  12月26日（木） 10：00～15：30
- 小浜市文化会館4階（小浜市役所横）
  10月24日（木） 10：00～15：00
  11月14日（木） 28日（木） 10：00～15：00
  12月12日（木） 26日（木） 10：00～15：00

街角の年金相談センター福井（オフィス）
福井市手寄1-4-1AOSSA2階　月～金曜日（平日）9：00～17：15

年金相談の予約を実施しています！

ご予約いただくと…
★お客様のご都合にあわせて、スムーズにご相談いただけます。
★相談内容に応じたスタッフが、事前に準備のうえ、丁寧に対応いたします。

予約の申し込みは、予約受付専用電話または県内の年金事務所へ！　〈受付時間〉月～金（平日）8：30～17：15

予約受付専用電話
0570-05-4890（ゴ ヨヤ クヲ）

福井年金事務所　0776（23）4518（自動音声案内）
武生年金事務所　0778（23）1126（自動音声案内）
敦賀年金事務所　0770（23）9905（予約専用ダイヤル）

ぜひご利用ください

「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」は期限までに提出しましょう

令和2年分「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下、扶養親族等申告書)は、令和2年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収される所得税について、各種控除を受ける際に必要な申告書となります。期限までに必ず提出しましょう。

※「扶養親族等申告書」は9月下旬から10月上旬にかけて、日本年金機構から課税の対象となる受給者の方に送付しております。

●「扶養親族等申告書」が送付される受給者の方

老齢年金を受給されている方のうち、65歳未満の方は、受け取る年金額が108万円以上、65歳以上の方は158万円以上の場合に「被扶養親族申告書」が送付されます。

●提出期限：令和元年10月31日(木)

各種控除に該当しない方(受給者本人が障害者・寡婦(寡夫)等に該当せず、控除対象となる配偶者または扶養親族がいない方)は、提出する必要はありません。

お問い合わせ先：日本年金機構ホームページ　https://www.nenkin.go.jp/

扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル

ナビダイヤル **0570(081)240**　★「050」から始まる電話からおかけになる場合は 03(6837)9932 通常の通話料金がかかります。

8月30日より 「年金生活者支援給付金請求書(TA)」が送付されています

8月30日より対象者の方（本年4月1日時点で既に基礎年金を受給されている方で、給付金の対象となる方）に「年金生活者支援給付金請求書(TA)」が送付されています。

年金生活者支援給付金は、10月から実施される消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。通知書が届いても請求手続きを行わないと支給されません。令和2年1月以降に請求した場合は、請求した月の翌月分からのお支払いとなりますので、速やかに請求手続きをしてください。

お問い合わせ先：年金生活者支援給付金専用ダイヤル

ナビダイヤル **0570(05)4092**　★「050」から始まる電話からおかけになる場合は 03(5539)2216 通常の通話料金がかかります。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます

11月に上記証明書を送付いたしますので、年末調整や確定申告で、国民年金保険料を申告するためにご利用ください。

●対象者：平成31年1月1日から令和元年9月30日までに国民年金保険料を納付された方

（注）10月以降に国民年金に加入された方など、10月1日以降に初めて納付された場合は、令和2年2月に送付する予定です。

控除証明書についてのお問い合わせ先：ねんきん加入者ダイヤル(国民年金加入者向け)

ナビダイヤル **0570(003)004**　★「050」から始まる電話からおかけになる場合は 03(6630)2525 通常の通話料金がかかります。

旬のヘルシークッキング

きのこたっぷりピリ辛豆腐

料理制作／柴田真希(管理栄養士)
撮影／花田真知子　スタイリング／佐藤絵理

● 材料〈2人分〉

	木綿豆腐	1丁(300g)
	長ねぎ	約1/2本(50g)
	にら	4本(30g)
	きのこ(しいたけ、しめじ、まいたけ)	あわせて100g
A	ごま油	大さじ1/2
A	にんにく(みじん切り)	1/2かけ
	鶏ひき肉	80g
B	味噌	大さじ1
B	砂糖	小さじ1
B	豆板醤	小さじ1
B	だし汁	200cc
	水溶き片栗粉	大さじ1/2+水大さじ1

● 作り方

❶ 木綿豆腐は2cm角に切り、1～2分湯通ししたら、ザルに上げて水切りをする。長ねぎはみじん切り、にらはざく切りにする。しいたけは軸を切って薄切りに、しめじは石づきを切って手でほぐし、まいたけは手でほぐす。

❷ フライパンにAを入れて中火にかける。にんにくの香りがたったら鶏ひき肉を加えて中火で炒め、火が通ったら、長ねぎときのこを入れる。

❸ ❷に木綿豆腐、にら、混ぜ合わせておいたBの順に加え、中火で3分ほど煮込んでから、水溶き片栗粉を回し入れ、最後に強火にして全体をゆっくりかき回してとろみをつける。

❹ 器に盛り付ける。

Pick up

きのこ

きのこは食物繊維が豊富で低カロリー。食物繊維にはコレステロールの排出を促す作用や、腸内環境を整える働きがあります。きのこのうま味のもとは、グルタミン酸やグアニル酸。数種類加えるとうま味も増します。

大切なお知らせ　福井県内の年金事務所の電話番号が変更となります!!

福井県内の年金事務所では、これまで担当課・室ごとの電話番号におかけいただき、自動音声案内を行っていましたが、このたび**代表電話番号への一本化を行います**。

各年金事務所の代表電話番号は、以下のとおりです。

● 変更は、令和元年11月1日(金)からです。

事務所名	変更前 電話番号※1	変更前 担当課・室	変更後 代表電話番号	変更後 自動音声案内※2
福井年金事務所	0776(23)4518	お客様相談室	0776(23)4518	●年金の請求や受取りに関するご相談、予約に関するご相談は……1 ●国民年金の加入、保険料に関するご相談は…2 ●健康保険・厚生年金保険の加入、資格に関するご相談は……3 ●健康保険・厚生年金保険の保険料に関するご相談は……4 ●その他のご用件は……5
	0776(23)4512	厚生年金適用調査課		
	0776(23)4513	厚生年金徴収課		
	0776(23)4516	国民年金課		
武生年金事務所	0778(23)1126	お客様相談室	0778(23)1126	
	0778(23)1123	厚生年金適用調査課		
	0778(23)1125	厚生年金徴収課		
	0778(23)1124	国民年金課		
敦賀年金事務所	0770(23)9904	お客様相談室	0770(23)9904	
	0770(23)9901	厚生年金適用徴収課		
	0770(23)9902	国民年金課		

※1 今まで使用しておりました担当課・室ごとの電話番号は廃止となります。
※2 自動音声案内に従って番号を押してください。(全事務所共通です。)

綴じて保管しましょう

令和元年10月9日
〈記事提供〉 福井県内年金事務所　全国健康保険協会福井支部
〈発　　行〉 一般財団法人 福井県社会保険協会　☎0776 (53) 8016　FAX 0776 (53) 8112
http://www.fukui-shahokyo.jp